

第四百七十七回国会参议院総務委員会會議録第十号

(三三三)

平成十二年五月三十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十五日

角田 義一君

本田 良一君

柳田 稔君

林 紀子君

山本 正和君

五月二十六日

浅尾慶一郎君

木庭健太郎君

谷本 巍君

五月二十九日

松崎 俊久君

弘友 和夫君

五月三十日

本田 良一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

補欠選任

千葉 景子君

浅尾慶一郎君

堀 利和君

吉川 春子君

谷本 巍君

補欠選任

松崎 俊久君

弘友 和夫君

山本 正和君

補欠選任

本田 良一君

木庭健太郎君

櫻井 充君

補欠選任

小川 勝也君

海老原義彦君

鴻池 祥肇君

橋本 聖子君

広中和歌子君

高橋 令則君

石井 道子君

泉 信也君

委員以外

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

長峯 基君

西田 吉宏君

松谷 一郎君

森田 次夫君

櫻井 充君

千葉 景子君

堀 利和君

前川 忠夫君

木庭健太郎君

山下 栄一君

阿部 幸代君

吉川 春子君

山本 正和君

竹村 泰子君

虎島 和夫君

河合 正智君

加藤 六月君

青木 幹雄君

長峯 基君

津野 修君

石田 祐幸君

阿南 惟茂君

神余 隆博君

植田 邦彦君

厚生省社会・援護局長 炭谷 茂君

参事官 井護 士金 敬得君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参事官の出席要求に関する件

○平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する甲慰金等の支給に関する法律案(衆議院提出)

○平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案(今井澄君外三名発議)

○委員長(小川勝也君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長の異動について御報告いたします。

去る二十五日、角田義一君、柳田稔君及び林紀子君が委員を辞任され、その補欠として千葉景子君、堀利和君及び吉川春子君が選任されました。

また、本日、本田良一君が委員を辞任され、その補欠として櫻井充君が選任されました。

○委員長(小川勝也君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する甲慰金等の支給に関する法律案及び平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案の審査のため、本日、委員長(小川勝也君)が参事官(神余隆博君)及び参事官(井護士金敬得君)を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(小川勝也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川勝也君) 参事官の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する甲慰金等の支給に関する法律案及び平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案の審査のため、本日、委員長(小川勝也君)が参事官(神余隆博君)及び参事官(井護士金敬得君)を参事官として出席を求め、その意見を聴取したいと存じます。

○委員長(小川勝也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川勝也君) 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する甲慰金等の支給に関する法律案及び平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○委員長(小川勝也君) 質疑のある方は順次御発言願います。

○森田次夫君 自由民主党の森田次夫でございます。

虎島先生初め、提案者の先生方、大変御苦勞さまでございます。

私に与えられました時間はたったの二十分でございますので、早速質問に入らせていただきます。

政府は、韓国人の旧日本軍人軍属等の方々に対する補償の問題につきましては、昭和四十年の日韓請求権・経済協力協定によって法的には完全かつ

はなく、関係者の高齢化等を踏まえた人道に基づき措置である、こういうことだろうというふうに思っています。

そうした中でもって、たゞいま韓国からの要望の中で日本人と同等というふうなお話もございましたけれども、この民主党の対案を見ますと、いわゆる戦傷病者等に対して恩給法、援護法と同等の年金を支給すべきだ、こういうふうな対案が出ておるわけでございますけれども、人道的な精神に基づく措置という観点から、もう既にこの補償の問題というのは解決済みであるわけなんです。

そうした中からこういうことが出されるというのはどうかというふうに思うわけでございますけれども、その辺提案者の方で、虎島先生なりなんなりからこの民主党の対案につきましてどのようにお考えになっておられるのか、ちょっとその辺をお聞かせいただければと思います。

○衆議院議員(河合正智君) 森田委員にお答えさせていただきます。

先生御承知のように、また先ほど来答弁の中で既に申し上げられているとおりでございますけれども、在日韓国人旧軍人軍属の方々に對します補償の問題につきましては、昭和四十年の日韓請求権・経済協力協定によりまして、法律的には日韓両国間で完全かつ最終的に解決済みというものが日本政府の立場としてまいりました基本的立場であると認識しております。

この法案につきましては、以上のような戦後処理の法的枠組みを前提としつつも、日韓のほゞまで関係者の高齢化が進展しています状況等にかんがみ、人道的精神に基づきまして、在日韓国人旧軍人軍属戦没者遺族等に対して慰謝の意等をあらわすための所要の措置を講じようとするものでございます。

また、本法案に基づく各給付の水準につきましては、在韓の方、在日の方々にとられまされた措置との均衡や関係者の皆様の置かれた状況等を総合的に勘案いたしまして、人道的観点から我が

国の誠意を示すという給付の性格からいたしまして最大限の配慮を行った結果決定したものでございます。

なお、民主党案も人道的精神に基づいて立法作業が行われたものと承知いたしております。ただし、国家補償的性格を有するとされております戦傷病者戦没者遺族等援護法と同一の年金を支給するという点につきましては、我が国の戦後補償の法的枠組みとの関係で重大な問題を有するものと私たちは考えております。

なお、与党案におきましても、重度戦傷病者等の方々に對しましては、高齢かつ重度障害という状況に着目いたしまして、今後の老後設計、生活設計の一助という観点から、老後生活設計支援特別給付金を見舞金に加えて支給するという特別の配慮を行っているところでございます。御理解を賜りたいと存じます。

○森田次夫君 よくわかりました。

最後の質問にならうかと思っておりますけれども、在日韓国人等の方々は我が国に定住し納税の義務等も果たしておられるわけでございます。それとともに、住民の当然の権利として福祉など行政サービスも受けておられるわけでございます。

また、多くの行政サービスは所得だとか収入だとか納税額が基準になっておるだろうと思っております。また、多くの行政サービスは所得だとか収入だとか納税額が基準になっておるだろうと思っております。また、多くの行政サービスは所得だとか収入だとか納税額が基準になっておるだろうと思っております。

そこで、今回の弔慰金、見舞金の支給に伴いまして在日韓国人等の税の負担が増大するとか、それから福祉の措置が停止するとか削減されるのか、負担がふえると思えば、人道的精神、そういうことでせつなくやっておるこの措置がその名のもとに背くのではないだろうか、こんなふうにも思うわけでございます。

これは、衆議院の附帯決議の中にも付されておるわけでございますけれども、これらにつきましても具体的などのような配慮をさせていただけるのか

どうなのか。そういったことについて、最後の質問にならうかと思っておりますけれども、ちょっとお教えいただければなと、このように思っています。

○衆議院議員(虎島和夫君) こういう機会を与えていただきまして心から感謝を申し上げます。ただいまの御質問でありますけれども、私どもこの点については特に配慮をしなければならぬという認識のもとに、在日外国人特別永住者等が受けております各種社会保障制度、つまり障害者福祉制度、老人福祉制度、介護保険制度あるいは年金制度、生活保護制度等々があるわけでありますけれども、これらのことが一時所得という形で減殺されるということになっては本法の趣旨に合わないということ、政府の方に見解を求めました。政府は、これは法律で制定しなくても行政措置としてやるという政府側の答弁もありましたけれども、なお我々院としては、このような附帯決議をし、このことに対する政府の見解を求めて、御趣旨のとおり実行したいという担保をとっておることをつけ加えて御説明させていただきます。

以上であります。

○森田次夫君 終わります。

○山下栄一君 今回の議員立法の措置につきましては、これは基本的な人権の保障を前進させるという大変大きな意義があると私は評価させていただきます。その上で、まず最初に発議者にお聞きしたいと思っております。先ほどから質問ございましたように、この法案の趣旨、弔慰金等の支給対象者を在日韓国人等の旧日本軍人軍属、戦傷病者、そして戦没者遺族等と、このようになっておるわけでございますけれども、この問題について解決済みということ、今まで長い間放置されてきたと、この問題を昨年ぐらいからだっと思っておりますけれども、やはりこの中間に埋もれてしまっている人を何とか救おうという、そういう動きが開始されたわけですか、これには関係者のさまざまな努力があったというふうに思っております。

特に、きょう出席されております発議者である河合議員は、この問題を去年ぐらからですか国会でも質問されましたし、またきょうの金井護士、参考人の資料にもございますが、昨年の大阪高裁判決の原告でございます美富中さん、またおとしの東京高裁の判決原告である石成基さんに直接、河合議員は出向かれてさまざまな無念の思いといたしますか、それをお聞きされたというふうにも聞いておるわけでございます。

そういうさまざまな努力に對しまして本日に敬意を表しますが、発議者の今回の法案提出への思い、また本法律案の制定の意義につきましてお聞きしたいと思っております。

○衆議院議員(虎島和夫君) 最近のことについては、委員の方から経過の説明がございました。しかしながら、これは実は私どもが自社さ連合政権をつくっておりましたときに、戦後五十年問題プロジェクトチームというのでございまして、私もその座長を仰せつかっておたわけであります。その際にも実はこのことについて深く議論をしたわけでありまして、成案を得ることができなかった。したがって、このことは当時のプロジェクトチームの懸案事項として明記して、そしてなるべく早く解決が望まれるという結論であるプロジェクトチームを解散した経緯があるわけでありまして、したがって私も、あるいは恐らく当時かわつておた先生方も、政治家としてこのことは懸案という御認識のもとに今日まで来られたと思っております。

その間の経緯として、衆議院の方におきましては内閣委員会の方でそれぞれ各党の先生方からも当時の官房長官に対して御質疑があり、あるいは御要望等がありました。これに對しては、当時の野中官房長官からも、やはり懸案事項である、二十世紀に起こったことは二十世紀中に片づけたいという実は意向の表明等々がありました。これは現官房長官の答弁にも引き継がれてまいりました経緯があるわけでありまして、

それから一気、今回も私どもだけでなくて、これは自公時代から実は論議がまた始まっ

てまいりました。そして、今日では自公保という枠組みの中でこのような成案を最終的に得るようになったわけであり、経過の御説明を若干申し上げまして、問題の所在についての回答にかえさせていただきます。以上であります。

○山下栄一君 今回の甲慰金等の支給対象者ですけれども、在日の韓国籍の方々、もちろんそれにとどまらず在日の北朝鮮の方々、そして台湾出身の方々、このようにしておりますけれども、既に日本に帰化された方も含める、こういうふうな書かれております。

さらに重度戦傷病者である本人に対しては見舞金二百万円に加えてさらに二百万円の、先ほどもお話しございましたけれども、生活支援の特別給付金が同時に支給される点等、我が党の主張が大きく反映された、こういうふうな聞いておるわけでございます。過去の我が国における同種同様の措置や諸外国に比べまして、私は遜色のない一歩前進の措置だと考へるわけですが、対象者の範囲、それから甲慰金等の金額について、これは民主党案と若干違ふ金額になっておるわけですが、重度戦傷病者の障害の程度についてどういふお考えで、こういう内容になったのか、そういう経緯を含めて河合発議者にお聞きしたい。先ほどちょっと触れましたけれども、ここに付けてきた河合議員の思いも含めてお答えいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(河合正智君) 山下委員にお答えさせていただきます。少し長くなりますけれども、お許しください。本件措置の対象者のまず基本的な要件でございますが、サンフランシスコ平和条約により日本の国籍を離脱した者であつて、引き続き日本に在留している方々でございます。これは朝鮮半島及び台湾出身者及び帰化された方も含むことは委員御指摘のとおりでございます。

さらに、戦傷病者戦没者遺族等援護法上の軍人軍属、準軍属の戦没者遺族、並びに重度戦傷病者

及びその遺族としております。なお、重度戦傷病者の障害の程度につきましては、恩給法別表第一款症以上となっております。これはちなみに旧第七項症以上に相当するものでございます。遺族の範囲につきましては、死亡者の死亡の当時におきまして配偶者、子、父母、孫、祖父、兄弟姉妹及び死亡者と生計関係のあつた三親等内の親族としておるところでございます。

なお、この対象者の範囲につきましては、基本的には台湾特定甲慰金の対象者の範囲を参考としておきますけれども、重度戦傷病者の障害の範囲につきましては、高齢化の進展など、在日の戦傷病者の方々の置かれた特別の状況等にかんがみまして、恩給法の体系、増加恩給の有無などがございますけれども、を踏まえまして、第一款症までを対象としたものでございます。ちなみに台湾特定甲慰金につきましては第四項症までとなっております。

さらに、給付の水準につきましては、甲慰金が死亡した者一人につき二百六十万円、見舞金が重度戦傷病者一人につき二百万円、重度戦傷病者老後生活設計支援特別給付金が重度戦傷病者一人につき二百万円とするものであります。

なお、この甲慰金二百六十万円につきましては、在日の方々に對しまして講じられた措置、二百万円でございますが、その後の社会状況等を勘案してございます。ちなみに、台湾甲慰金における二百万円に平成十二年度までの恩給改定率を乗じますと二百五十一万円となるところでございます。

さらに、見舞金二百万円及び老後生活設計支援特別給付金二百万円というものは、長年の御労苦をねぎらいますとともに、高齢かつ重度障害であるという対象者の皆様の老後設計の一助という性格を勘案してございます。特に、山下委員御指摘のように、私どもも公明党といたしまして、対象者に帰化された方も含むように、また給付の内容で重度戦傷病者老後生活設計支援特別給付金二百万円を見舞金二百万円と合

わせて支給するということにつきましては、公明党側から自民党の虎島小委員会に強く要望していたところでございまして、これが実現されたということにつきましては、私たちが感謝にたえないと思ひでございます。在日の皆様がこの日本で日本人と同じように生活されて、しかも高齢化されているという現実に対して、我が国としてなし得る最大の気持ちを含め、心をあわすものと私もは考えているところでございます。

○山下栄一君 この法律の施行期日ですけれども、「平成十三年一月六日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」と、このように書いてありますが、これは対象者が極めて高齢であるということ、先ほどから何遍も言われておりますけれども、少しでもやっぱり早く施行すべきだと思ひますし、と同時に、こういう制度が求められるというふうな思ひます。

こうした課題に政府がどのように取り組まれるか、お聞きしたいと思います。○政務次官(長峯基君) お答えいたします。先生御承知のとおり、本法案の施行時期は中央省庁再編直後でございます。日程的に相当厳しいものがあると思ひます。日程的に相当厳しいものがあると思ひます。閣内閣外関係の進展いたしておりますので、関係省庁や地方自治体の協力を得て諸準備を急ぎ、制度の広報、相談などを可能な限り早期に行えるように努力いたします。そのように思っております。

○山下栄一君 努力をもっとしっかりと、体制を整えて、お願い申し上げたいと思ひます。それと、先ほど森田委員も最後におっしゃって、一時金の支給によつて福祉措置が停止されたりまた削減されたりすることになります。これは何のために支給するのかわかると、本来の意義が損なわれるというふうな思ひます。そこで、ちょっと政府にお聞きしたいんですが、厚生省でしようか、ほかのさまざまな福祉措置というのは、先ほど虎島議員からも少しお話しがございましたけれども、これは相当たくさんあるんじゃないかなと思ひます。それを一々挙げてもらう時間があるのか、どうも、所得制限等への影響にかかわるそういう制度がどれくらいあるのかというのを明確にして御報告いただきたいというふうに思ひます。と同時に、今回の支給措置によつて影響されることがないということと、先ほど虎島議員も担保しておるところを、先ほど虎島議員も担保しておるところの点明確にお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(炭谷茂君) 在日韓国人の方々につきまして、いろいろな福祉サービスを現在受けていらっしゃるわけでございます。今回の措置によつて影響を受けるかもしれないというものを私どもなりに想定いたしますと、一番大きいものは、まず生活保護制度、それから社会福祉施設への入所、また介護保険、医療保険などの保険料へのはね返りというふうなものも考えられるわけでございます。これらにつきましては、例えば生活保護については対象となる方の収入によつて実施の可否が決まったり、福祉施設への入所、社会保険については利用者の負担額が変わるなど、収入によつて取り扱いが異なってくる場合が多いわけでございます。しかしながら、ただいま先生がおっしゃられたように、今回の措置が突つて、このような福祉措置への影響がないようにするというようなことを私どもとして行なわなければならないということと、衆議院の内閣委員会の附帯決議などにも出ているわけでございます。

このため、私どももいたしましては、具体的には、例えば生活保護制度につきましては、本法律案に基づき甲慰金等を受給したことをもつて生活保護が廃止または減額されることのないよう、甲慰金等が収入認定の対象とならないように配慮することとしております。また、介護保険や国民保険の保険料などにつき

ましては、この法律において、十七条でございませぬけれども、弔慰金等は非課税とするという旨の規定がございませぬ。保険料は課税対象額を主に対象にして計算いたしておりますので、この規定に基づきまして負担額が増加するような不利益は生じないというふうに考えております。

○山下栄一君 終わります。

○千葉景子君 本日は、与党の発議者の皆様も、そして民主党提案者の竹村先生も、そして金井護士も、本場にありがとうございます。このように審議がこの場で終わりますことに、私も改めて心から皆さんにも敬意を表させていただきますというふうに思っております。

本来であれば、どういふ問題が今問われているのかということ、当事者の皆さんに来ていただいているその生の声をお聞かせいただくことが私は本当はよかつたのではないかとこのように考えております。残念ながらそういうことができませんので、若干私の方から、一体今どういふ問題があるのだということ、昨年の十一月二十日に在日の姜富中さんが小淵前総理に出された文書、そしてきょう金先生の参考人の資料としてお出しただいておりますや、やはり姜富中さんの思い、私の方で若干、せつかくの機会でございますので引用させていただきますというふうに思っております。

姜富中さん。
私は韓国農家の次男として生まれ、十四歳の頃一人で日本に渡り、一九四二年、「具海軍」に徴用工として連行されました。数日後、総員集會があり、上官は「諸君たちは只今から大日本帝国の皇国臣民である。立派な海軍軍属である。二年間働いてくれ。給料は各自の家へ送金する。また生命保険も掛けてあるから安心してくれ」と言われ、第十九設営隊に配属されました。同年十二月、皇軍兵士としてソロモン群島、ラバウル、ムンダ、コロバンガラ島、ブイン、ブカ、ポニスの各地に連行され、知らぬうちに海岸警備隊員にされ、敵の昼夜を問わぬい空爆、艦砲射撃を受ける最前線、恩賜の煙

草三本を貫き、皇国臣民として天皇のため、一億国民のため立派に任務を遂行せよとの命令を受け、伝馬船で爆弾を輸送中に敵の戦闘機の機銃掃射を受け「右手」「右目」を失ったのです。「私は日本人と同等の補償と、謝罪を求めていませぬ。このことなくしては、私の戦争は終わらせませぬ。」「国会議員の皆さん、日本が民主主義の国として、差別をなくし、欧米諸国のようにきちんとした戦争責任を果たすよう、強く要望します。私は補償だけを、目的にしております。日本政府の戦争責任が正しく実現されることが、これからの世代の人たちに国境を超えた真の信頼と友好を、生み出してくれると信じております。」

大変私も、心を本心に動かされる言葉でもございます。こういう皆さんの問題が今この場で審議をされるということでございますが、金先生にきょうはわざわざお越しをいただきました。この間、裁判などにも携われ、一体今、日本の国会は裁判所からどんなことを求められているんだらうか。それから、この参考資料にもございますように、韓国の側でもやはり憲法裁判所の判断が出て、韓国としてある意味では考え方も示されているのではないかとこのように思っています。

そんな点を先生の方から、大変短い時間で恐縮とは存じますけれども、お話しただければ大変ありがたいと思います。
○参考人(姜富中君) 当事者にかわりまして若干の意見を述べさせていただきます。きょうはお招きいただきましてありがとうございます。

私は約十年ぐら前に、今、横浜の病院におられます石成基さん、きょう皆様資料をお渡ししておりますが、という方に初めて出会いました。マニラ群島で爆撃を受けて右腕を切断した方でございます。今、第三項症ということでございます。もしこの方が日本国籍を有しておるならば現在まで受領できた年金額は八千万円に達する人でございます。しかし、韓国人であるがゆえに全く補償を受けられず現在まで至っておる人でございます。

この方が、今病院に伏せておりますが、よく言われる言葉の中に、私どもはぬれぞうきんだと。戦前は天皇の赤子だということでおだてられて、戦争が終わればばいとい捨てられたと、よくこういう言葉を口にします。五二年に護国法ができました。国籍法が設けられるわけですが、同じ日本帝国臣民として戦争に従事しながら、戦争が終わったから国籍がないという形で切り捨てられるというところは納得できないということで、政府、各官庁に何度も請願に足を運んでおります。しかし、そのときの言葉は、日韓請求権協定ができればこれはあなた方の問題も解決されるから、それまで待てというのが一つの回答でございました。

しかし、一九六五年の、先ほどのアジア局長の答弁にもありましたが、六五年に日韓請求権協定が成立するのでございますが、この日韓請求権協定に關しましては、日本側政府の考えは先ほどアジア局長が答えたとおりでございますが、韓国側はこれとは全く逆の立場をとっております。韓国に在在の韓国人に対しては日本政府の解釈と一致しておりますが、在日韓国人の財産、権利、利益に關しては、これは日韓請求権協定第二条において協定の対象外となっておるということで、したがって韓国が国内法でつくられた法律の中からも協定の対象外である在日韓国人は除外されたわけでございます。

言ってみれば、韓国政府に対して要求すればそれは日本政府が責任を負うべきである、また日本政府に対して要求すればそれは韓国政府が責任を負うべきである、こういう状況で、言ってみればキャッチボールのような形で実は現在まで至ったということでございます。

第三条で定められた条約上の権利でございますので、それを何とか行使してもらえないかということとを憲法裁判所に訴え出たものでございます。

しかし、これは、そういう高度の政治問題は政府の裁量であるので、中身としては、韓国政府は日韓請求権協定で解決しておられないというふうな解釈をとっておられるけれども、それを仲裁という申し入れをするところまでは日韓の外上上のさまたまな問題を考慮してするところではないと、現状では、そういう答弁になっておりますが、しかしその中身については終始一貫したものがあるわけでございます。

もう一人、東京高裁の判決の原告であります陳石一さん、九四年に亡くなりましたが、この方はポルネオ沖で爆撃を受けまして左足を切断した方でございます。この方と私はお会いして、よく言った言葉が、切断されてなくなった左足の足裏がかゆく仕方がないと。神経があるわけですね、その足をかきたいんだけどもかけない。これは、彼が日韓の間に、石成基さんと同じように日韓両政府に何度も何度も訴えるわけですが、隔靴掻痒の感がある、何度もちに言っても答えが出ないという、彼のこの間の苦しみを思うう自分の足のかゆみに比喩して言った言葉だと思っております。

とにかくにも、非常に議員の方々の御苦勞、そういう日韓の間で非常に意見の一致がないままに今回法案が提出されておる御苦勞はわかるわけでございますが、東京高等裁判所の九八年の判決は、これは日本の司法消極主義といえますか、高度の政治問題であるので日韓の請求権協定の解釈自体は回避いたしました、日本の東京高等裁判所は、しかし、日本に住んでいる在日韓国人は日本国民に準じて処理するのが事案にふさわしいという付言を出しております。今回提出されたその法案が、果たしてこの付言に十分こたえ得るものになっておるのかどうかということをよく御審議いただきたいと思っております。

含まれておるといふ河合議員のお答えがございまして、実は日本の援護行政は、日韓請求権協定までに帰化をすれば在日韓国人、台湾人、朝鮮人は援護法の適用を受けられるという措置を長らくとってきていました。

私が存じております、これは訴訟はしておりませんが、大阪に在住しております在日韓国人の婦人は、夫がフィリピン戦線で戦死した方でございます。この方は実は帰化をしたのでございませぬ。帰化をしたんですが、帰化の許可が一九六六年、日韓請求権協定の一年後でございます。帰化をすれば年金がもらえらると思つて帰化をするんですが、帰化をした時期が日韓請求権協定後であつたがゆゑに何らの補償を受けられずにいる。

こういう方々に対しては、日本の遺族会の方が寄附をもらひに来るらしいです。あるいは近所の人々が、戦死した人の遺族だといふ話を聞いて、いいね、年金たくさんもらえてと言つて聞いている。しかし、彼女は日本の戦後社会の中で帰化をしたといふことを伏せて、そういう声も出せずに、一体自分の夫の戦死は何であつたんだらうか、日本における戦後といふのは何であつたんだらうかと、いつも私どもとお会いしたらそういう発言をいたします。

そういう在日韓国人の心情からいきますと、今出ております与党案と野党案、何とか一本にして合體して法案がつかないものだらうかといふのは希望でございますが、先ほど千葉景子議員の御発言がございましたが、先ほど千葉景子議員も言つております。なぜ私どもがこういう補償を求めらるか、これは補償だけを目的としてゐるのではなく、これは日本政府の戦争責任が正しく実現されること、これからの世代の人たちに国境を超えた真の信頼と友好を、生み出してくれると信じております。」と言つております。

陳石一さん、きょうはその御息の方が傍聴に見えておりますけれども、陳石一さんはいつもこういうことを言つておりました。「私にとつて日本という国は何だったのか、また、日本にとつて

私は何だったのか」と。実は、この陳石一さんの疑問は、日本で生まれ育つた私どもは二世になります。在日韓国人、一世も含めて、いつもそれを考えながら戦後生きてきた人間でございます。大日本帝国憲法下、日本帝国臣民として日本に来た人々でございます。

しかし、戦後、日本国憲法のもとで、日本国憲法は主権在民、基本的人権の尊重、恒久平和主義が三権確立されておりますが、我々在日韓国人は、主権在民の民と日本の社会でいつそういう認識を日本の社会に持つてもらえて、それから基本的人権の主体となり得るか。

なぜそれを求めるかといひますと、まさに我々こそ植民地支配あるいはそういう侵略主義の犠牲であつて日本に住むことになつた、国籍と居住は分かれておりますが、いかなる人間も民族や国籍を選んでこの地に生まれることができません。しかし、この二十一世紀を目前にするこの現状にありまして、在日韓国人はそういう侵略主義、植民地主義の犠牲であるけれども、何とか日韓の溝、間隙を埋めることによつて、それはみずから日本における人権を確立することによつて、本場の日本の平和の使者として、アジアにおける平和の使者として日韓のかけ橋の役割をしていきたい、そういう願いがあるから実はこういう運動をして

おるわけでございます。今回の法案が提出された御苦労は非常に理解いたしますが、しかし日本と韓国の日韓請求権協定に関する見解の不一致がこのような状態のままであること、このような法案がつかれざるを得ないという状態に對して、やはり若干の在日韓国人としての懸念といひますか、今後ますます日韓の見解が縮まらぬような御努力もしていただくことをお願いいたします。簡単にございませぬが、終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。○千葉景子君 ありがとうございます。今、金参考人からのお話がございましたが、与党の提案者の皆さんにも本場に御苦労をいただ

たことに私も敬意を表させていただきます。次でございませぬ。ただ、裁判などでも憲法十四条あるいは自由権規約二十六条に違反をしてゐるのではないかと、いろいろ付言があるなど、与党の皆さんの案で本場に十分だらうかといふ若干そういう気がいたし

い。いかがでしょうか。多分この案をまとめられたきつかけといふのは、いろいろな関連の訴訟の判決といふのも一つの大きなきつかけではなかつたかと思つておられますけれども、この判決をどう受けとめられ、そしてこの立法がそれに即したのかどうか、どういふ御見解、御認識をお持ちなのか、お聞かせいただければと思ひます。

○衆議院議員(加藤六月君) 冒頭、ただいま参考人の金参考人のお話、皆さん方と同じように熱い思いをしながら承りました。ただいま千葉委員の御質問でございますが、援護法や恩給法に国籍要件が設けられているのは、朝鮮半島などの分離独立地域に属する人々の補償、すなわち財産請求権等でありませぬが、の問題は、昭和二十七年のサンフランシスコ平和条約において、それぞれの二国間の外交交渉により解決すること、こうされていることが一番大きな問題でございます。それからその次は、先ほど来もう既に外務省からも答弁がございましたが、その中で韓国との関係につきましては、昭和四十年の日韓請求権・経済協力協定によつて在日韓国人の問題を含めて法的には完全かつ最終的に解決済みとなつておるわけでございます。

したが、いまして、国籍要件は憲法や国際人権規約に違反するものでないかと考へております。御指摘の東京高裁、大阪高裁の判決でも、判決そのものは以上申し上げましたような国側のこれまでの主張が基本的に認められて國勝訴となつておると考へておるところでございます。

しかしながら、韓国政府が昭和四十九年に講じた措置においても在日韓国人の方々は対象外とされ、結果的にこれらの方々に對しては日韓いづれの国からも措置が講じられていない現状にあることとは裁判所の指摘を待つまでもないこととございませぬ。このことが私たちが人道的精神に基づいて所要の措置を講じようとする本法律案を提案した趣旨でございますので、よろしく御理解のほど、お願い申し上げます。

○千葉景子君 戦後のさまざまな課題といふのは政府で積極的に本来も取り組むべきものではなかつたかといふふうにも思つていませぬ。まだまだ戦後処理問題としても、慰安婦問題あるいは軍票問題、強制連行問題あるいは捕虜の問題、BC級戦犯の問題等々、裁判にまつたりしている問題が本場に数多くございませぬ。

野中前官房長官は、今世紀中の問題は今世紀中に解決して次世紀には持ち込まず、こういう決意も示されました。また、サミットの構成国、もうじき開催をされますけれども、戦後処理といふのが適切に行われて、我が国が一番おくれといふという指摘もございませぬ。ドイツでは百億マルクの基金を設けて戦後処理をきちんとしようといふ動きが出ておられます。

こういうことを考えますと、この戦後補償問題について、政府として本場にもうあと残された期間もわずかで、きょうのお話もございましたように、当事者に当たる皆さんも本場に高齢になつてゐる。こういうことも含めまして積極的な取り組みが求められてゐるのではないかと考へますが、官房長官にその決意をお尋ねして、私の部分は終わらせていただきたいと思います。

○国務大臣(青木幹雄君) ただいま加藤議員の方から、法的な問題については今までこういう経過を経てきつちり処理はされておりますというお話がございました。また、裁判においてもそういう処理がなされております。

しかしながら、私どもは、今おっしゃいましたような、二十一世紀にかけて、やはり二十一世紀に起きたいろいろな不幸なことは法的な問題を離れて人道的な立場でできる限りのことはしなければいけないといふことで、努力を今後とも続けていく覚

意をもちたいと思ひます。ただいま加藤議員の方から、法的な問題については今までこういう経過を経てきつちり処理はされておりますというお話がございました。また、裁判においてもそういう処理がなされております。

ときに当たるのではないかと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○政府特別補佐人(津野修君) お答えいたします。

ただいま官房長官の方からお答えがございましたように、内閣法九条の「事故のあるとき」と申しますのは、今、官房長官から申し上げましたとおり、一般的には内閣総理大臣が総理としての職務を全般的に行うことができないようなそういうふうな状態が一次的に生じたときを指すというふうに考えておりました。例えば海外出張や病氣などがこれに当たるわけでございます。

そこで、内閣総理大臣が総理としての職務を全般的に行うことができないような状態が一次的に生じたときに当たるかどうかという点につきましても、これは当然それについての判断が要するわけでございます。その判断に従ひまして臨時代理が指定されていく。臨時代理としての指定された、あらかじめ指定された後で、臨時代理としての職務を行っていくことになるわけでございます。

○櫻井充君 そんなことを聞いていないんですよ。要するに、もう一時の段階で、入院して、そしてMRIで脳梗塞の疑いであると、そういう診断が下されているわけですから、もうこの時点で内閣法九条の事故あるときに当たるんじゃないかと、そう聞いているわけですから、その点についてだけ答えてください。

○政府特別補佐人(津野修君) 内閣総理大臣が総理としての職務を全般的に行うことができない状態に当たるかどうかという点についての判断をしなければいけないわけでございますから、そういう状況を見た上での判断になると思ひます。

○櫻井充君 それじゃ、少なくともですよ、二時ごろにはもう脳梗塞が確定になると医師団が説明しているわけですから、脳梗塞が確定になって、少なくとも左の手足も動かないような状況、そういう状況であったとすれば、もう事故あるときに当然

当たるんじゃないですか。そのように法律は判断できないんじゃないでしょうか。法律上の解釈を聞いていますか。

○政府特別補佐人(津野修君) 内閣総理大臣としての職務を全般的に行うことができないかどうかという点につきましては、それは全般的なその病状とかそういうものを踏まえて判断するわけでございますから、どの時点で、例えばまだいろいろな判断をすることもできる状況にあるとするならば、何もその時点で事故が発生してしまつて臨時代理としての職務を行わなければいけないというふうな状況になっているとは考えられないという状況もあるわけでございます。

○櫻井充君 医師団は小淵前総理の病状を逐一報告していただいております。青木長官は、二時ごろ脳梗塞が確定になったと、多分これも報告があったかと思ひますけれども、この時点で総理の職務といえますか仕事はきちんとできると御判断されたいですか。

○國務大臣(青木幹雄君) 私自身が素人でございますので、そういう正確な判断は私自身ができる立場ではございません。ただ、私が初めて病院へ行ったのが七時ごろでございます。私はそのときに総理とお会いをしていろいろ何かあればよろしく頼むと言われたこと、それを前提として、内閣法の九条に相当する事態が生じた場合には、私はそれを受けて臨時代理に就任をしたわけでございます。七時までの時点の詳しい病状、そういうものについては、私は専門家でありませんので一々この場でお答えするような立場にはありません。

○櫻井充君 しかし、医師の診断書が必要じゃないかということをごの金金融特のときに法制局の長官にお伺いしたところ、臨時代理がきちんと話を聞いて、そしてそれを皆さんに伝えるから大丈夫なんだと。今の答弁ですと、私は素人だからその辺の判断ができないということ、非常に答弁では、少なくとも、それでは四月二日の午後七

時に長官が小淵総理と面会されたときに、医師団の発表はジャパン・コーマ・スケール、いわゆるJCSの二から三であったということでございます。我々医療の現場でJCSの二というのはまず失見当議でございます。要するにきょうが何月か、自分がどこにいるのか、また周りの人間が判断できないという場合はJCSの二と定めております。JCSの三というのは、これは自分の名前または生年月日と言えない、こういう状況でございます。このような状況でお会いされて、まず果たして小淵前総理は青木長官ときちんと認識されていたかでございますか。

○國務大臣(青木幹雄君) 私が直接お会いしたときには、小淵総理は相手が私であるということとは十分それは認識して話をいたしました。○櫻井充君 その青木長官が言った内容もきちんと理解できるレベルだったのでございませうか。このJCSの二から三というのは、それは基本的に、医療の一般的な現場でいけばとても理解できない状況にあると我々は思ひますが、それはいかがでございますか。

○國務大臣(青木幹雄君) それはいろいろな見解があるかと思ひますけれども、医師団も記者会見において、意識もはっきりしておつた言葉が通じる状態にあったということもおつたわけであり、私自身が直接会つたんですから、私は直接総理と話をした結果をもとにして、内閣法九条に従つて万一のときにはということでは臨時代理に就任をしたわけでございます。

ただ、申し上げておきますが、私はそんな話してないことをもとにして臨時代理に就任しなさいかぬ立場にも何もございませんでした。私自身がいろいろなことを曲げてうそをついて何で臨時代理なんかには就任しなさいかぬのでしようか。だから、その辺から基本的に考えていただかないと、何か臨時代理に就任をたくていらんならうそをついているという前提で物をお考えにならうと思ひます。私は、総理と官房長官という

間で意思の疎通は十分できたと思ひますから、いわゆる九条に従つたそういう処置をとつたわけでございます。

○櫻井充君 我々はこういう観点でそれを伺ひしているのかといふと、本来危機管理という点でいけばもうちょっと早い段階で臨時代理につかれるべきではなかったのか、そしてもう少し皆さんがきちんとわかるような、つまり今だつて世論調査によれば八割の方がちょっとおかしんじゃないかという疑問を持たれているわけですか。そういう疑問を持たれているような政治をされているということがいけば政治家不信を招いているんじゃないか。だから、あえていろいろお伺ひしているわけでございます。

つまり、もう一つ危機管理という点でいえば、この時点で、先ほども言ひましたが、事故あるときという判断が早ければ、もしこのときに、有珠山とかいふようなことが何も起こらなかつたからよかつたですが、もし方が一起こつていたときの対応は一体どうなつていたのかと、その辺のところを考えたときに、やはりもっと早い時点で事故あるときというふうに規定されて、そしてその時点では、まだ七時の前ではあらかじめ臨時代理と指定されておりましたから、本来であれば、衆議院の法務委員会でも飯田参考人が申しておりますように、そういう場合には総理大臣以外の閣僚が協議した上で臨時代理を決めるといふかに方法がないだらうと。

つまり、くだいようですが、その入院された時点が私の法律の解釈上は事故あるときに当たり、そしてこのときはまだあらかじめ臨時代理として指定されていないわけですから、本来であればその時点で閣僚が協議した上で臨時代理を決める、そういう手続を踏めば総理が長く欠けた状態がなくて済んだんじゃないか、そういう意味で質問させていただいているのであります。

そしてもう一つは、今回の件に關して言ひますと、法律上不備な点があつたと思ひます。その点について法制局の長官にお伺ひしましたが、

イエスもノーも言っただけで済んでしまったけれども、つまり今回のこのうことがあったことを踏まえて、今後きちんとした法整備も行っていかなきやいけないんじゃないだろうか、そういう思いで質問させていただいているわけでございます。

○國務大臣(青木幹雄君) そういう趣旨はよくわかりました。

ただ、皆さんいろいろな結果がすべて終わってからいろいろな批判や議論がありますから、私はこれは少し間違いだと思いません。入院をされた時点、私が七時に会った時点、その時点でもまだこれは何日かすればとの体に戻していわゆる総理としての職務ができるんじゃないかとという望みを持って私は話しておりますし、家族も医師団も恐らくそうだったと思えます。ですから、その時点で、その時点の前で直ちに事故あるとき、いわゆる総理としての職務が遂行できないという判断をした方がよかつたんじゃないかと言われても、その現状においてはそういう空気でもないし、そういう判断もすべきではありませんでした。

私はあくまでも総理が回復してもう一度総理としてきっちり職務が遂行できることを七時に会った時点でも願っておったわけですから、結果を見ていろいろ御判断、いろいろな御批判はあろうと思えますけれども、私の気持ちはそういう気持ちはありません。

○櫻井充君 時間が過ぎていますが、我々は情報をいただいております。その情報は青木長官が一手にあってたわけであって、我々はその結果結果を後から教えていただいております。ですからその時点でしか判断できなかったんです。

それからもう一つは、回復を願っておる、それは我々も同じでございます。この中の「事故のあるとき」というのは、ここに説明がございませぬが、状態が一時的に生じたときを指すと、これが事故あるときでございます。「欠けたとき」というのは、その地位がもうずつと……

○委員長(小川勝也君) まとめてください。

○櫻井充君 ごめんなさい。永遠に職務を執行できないということであって、一時的に回復する状態であれば、これは事故あるときと判断して構わないんです。それが法律上の解釈だと思います。

○阿部幸代君 日本共産党の阿部幸代でございます。

私は、与党案の弔慰金等支給法案、それから民主党案の給付金等支給法案、いずれにしても大事なことはどういふ歴史認識を踏まえての提案かという点に於いて、九五年の当時の村山総理大臣の談話、いわゆる村山談話を思い起こすんですけれども、どういふことを言っていたかといふと、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。」、こういうふう述べているんです。

○衆議院議員(虎島和夫君) 村山談話は、もちろん私も政権に参画しておったときの総理の御発言であります。我々は、このことを基本にしたから今日も国政の場に当たっておることは当然であります。

もう一つ、衆議院におきましては国会決議というのがございました。これもやはり国会の決定でありますから、私も、村山談話以上と申しませぬが、そのような重みというのを感じながら、日常、特にアジアの国々とは接しておるつもりでございます。

○委員(小川勝也君) まとめてください。

【参議院】

大きく広く言えば、そのようなことのかかわりの中にこの問題も存在する。したがって、我々は、先ほど申しましたように自社連合政権時代にこのことに何と何と決着をつけたいという思いをいたしましたけれども、当時の状況からこのように法案をつくったり、措置を決定することができなかった。したがって、このことについては、在日韓国の方々、戦傷病者、戦死者の御遺族に対しては何かの措置をすべきであるということ懸念事項として記録にとどめて今日に至っておるわけでございます。

ただ、アジアの国々との間の問題は、村山談話あるいは国会決議、当然これは厳として存在するわけでありまして、それ以上に私も近隣諸国でありますから、やはり新しい二十一世紀を見据えながら日本の外交というものは進めなきゃならぬ。アジアについては、場合によっては村山談話あるいは国会決議を超えた何かをやりたいという思いを持っていることは御承知おきいただきたいと思っております。

○委員(小川勝也君) 歴史認識、植民地支配への反省等、大変私たちにとって重い課題でございます。結論からいいますと、お尋ねの過去における植民地支配と侵略、村山談話と同様の認識に立つものであるというところは言うまでもございませぬ。

有名ないドイツのワイツェッカー大統領の演説、罪の有無、老幼いずれを問はず我々全員が過去を引き受けねばなりません。問題は過去を克服することではありませぬ。さようなことができるわけはありませぬ。後になって過去を変えたり、起こらなかったりすることにするわけにはまいりませぬ。しかし、過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となりますという、長い演説のほん

○阿部幸代君 両案とも人道的精神、人道的な立場が提案理由とされているので、今お話しにありましたとおり、やはり単にどこからお金ももらえなくてかわいそうだからという、その程度の認識ではない、重要な戦後処理問題の一つとしてあるということも私も確認したいというふうに思っています。

ここで問題になるのが、日本の植民地支配と侵略戦争に対する反省とおおむね、償いとしての重要な戦後処理の一つがなぜおくれにおくれたのかという点です。

振り返ってみますと、一九五二年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されてから十年後の一九六二年に、政府は日本に帰化した朝鮮出身者等に対して遺族等援護法を適用するという通知を出しています。帰化した日本国籍を取得し、戸籍法の適用を受けることとなった場合、援護法を適用す

のさわりの一部分でありますけれども、一國の代表たる大統領や総理の歴史認識がいかに大切かということも物語っている名演説であるというふうに思っています。

○委員(小川勝也君) まとめてください。

現在、国籍条項の廃止を求めて訴訟中の在日韓国人と援護法の対象となつてはいる日本人との間に軍務提供における差異があったのかどうか、そういうことを考えますと、私たちがもちろん深い反省を持つわけでございます。

村山元総理の謝罪談話あるいは河野元官房長官の従軍慰安婦問題に対する国の責任答弁などを踏まえたものであり、戦後五十五年積み残された課題が非常に多い中で、私たちは一つ一つ未処理の課題を解決していきたいと長い間願ってきた結果、このたび法案にしたものでございます。

○阿部幸代君 両案とも人道的精神、人道的な立場が提案理由とされているので、今お話しにありましたとおり、やはり単にどこからお金ももらえなくてかわいそうだからという、その程度の認識ではない、重要な戦後処理問題の一つとしてあるということも私も確認したいというふうに思っています。

ここで問題になるのが、日本の植民地支配と侵略戦争に対する反省とおおむね、償いとしての重要な戦後処理の一つがなぜおくれにおくれたのかという点です。

振り返ってみますと、一九五二年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されてから十年後の一九六二年に、政府は日本に帰化した朝鮮出身者等に対して遺族等援護法を適用するという通知を出しています。帰化した日本国籍を取得し、戸籍法の適用を受けることとなった場合、援護法を適用す

るといふ通知です。その際、わざわざ問答集までつくって、在日朝鮮出身者等の場合、サンフランシスコ平和条約の発効によって個人の意思に關係なく国籍を変更せられたのであるから、援護法が適用されること、しかし日本に帰化して日本の戸籍法の適用を受けなければならないこととしていました。なぜ、このような通知を出したのでしょうか。これは政府に。

○政府参考人(廣谷茂君) ただいま先生が引用されました昭和三十七年の通知についてでございますが、援護法には、日本国籍を失ったときは受給権が消滅する旨の規定がされており、この規定は個人の意思に基づいて国籍を失った場合のみ適用されるものであり、サンフランシスコ平和条約による国籍喪失は個人の意思に基づくものでないで、援護法の国籍喪失に当たらないので、当時このような解釈をとって通知を出したものでございます。

その上で、朝鮮半島出身者等はサンフランシスコ平和条約によっても受給権は消滅していませんので、その後帰化して戸籍法の適用を受けるようになれば、援護法が適用されて援護年金等が支給されるとの整理を行った、当時そのような趣旨で通知を出しております。

○阿部幸代君 その後、政府は一九六六年に戦病者戦没者遺族等援護法の運用について見解を発表して、昭和四十年六月二十二日に署名されたいわゆる日韓協定の趣旨からは、同日以後、韓国籍の者が日本に帰化し、戸籍法の適用を受けることとなっても、法の適用を受けることはできないとしました。

特に、九三年には、六二年の通知等を廃止して、戦病者戦没者遺族等援護法に定める遺族年金等の失権事由たる国籍喪失取り扱いについて、個人の意思に基づく帰化等の方法によって国籍を失った場合にのみ適用されると解釈することには無理があるとして、五二年のサンフランシスコ平和条約で一人国籍を喪失した場合、その後日本に帰化しても援護法は適用されないと見解を大きく変えました。なぜ、このような見解の変更をしたのでしょうか。

○政府参考人(廣谷茂君) 先生が御指摘されました平成五年における通知の変更でございます。この帰化者の取り扱ひにつきましては、国会におきまして相当の議論がございました。平成四年から五年にかけての議論でございます。この国会での議論を踏まえて検討を行った結果、昭和三十七年通知で示した解釈には法制的に無理があるとの結論に達し、昭和三十七年及び先生も御引用された昭和四十一年の通知を廃止したものでございます。

これは、援護法では日本国籍の喪失について、単に日本国籍を失った者または失ったときと規定しているのみでございます。これをあえて昭和三十七年の当時のように、国籍の喪失は個人の意思に基づいて国籍を失った場合に限られるというような解釈をとることは法制的に無理であるということ、平成五年に先ほどの通知を廃止したわけでございます。

○阿部幸代君 私は、反省とおわび、償いの気持ちを含めて歴史を振り返るといふ作業を今ちょっとしているんですけども、六二年の措置、つまり帰化をして日本国籍を取得すれば援護法が適用される、これは単に法律の適用要件なんだと思うんですけど、問題は、日本の植民地支配と侵略戦争の被害者である旧日本軍人軍属であった在日韓国人等にとって、このことがどういふ問題としてあつたかということだと思つてます。

まず、国籍問題です。居住権と別の国籍問題です。五二年のサンフランシスコ平和条約で独立を現した日韓国人等にとって、帰化をして日本国籍を取得するということがなかなか容認できないことではなかったかと私は想像できます。

ですから、今にして思えば、援護法適用問題とは切り離して、国籍問題の解決が植民地出身者である在日韓国人等の納得のいくような形で進められるべきではなかったのかと思つてますが、どのように考えますか。これは官房長官。

○國務大臣(青木幹雄君) 我が国は、サンフランシスコ平和条約によって朝鮮に対する領土主権とともに朝鮮に属すべき人に対する主権をも放棄したため、これらの人が日本国籍を喪失することになったのが経緯であります。

そのため、在日韓国人・朝鮮人の方が日本国籍を取得しようとする場合には帰化によることになりましたが、その歴史的経緯、日本に生活の基盤を持ち、永住しているといった事情を十分考慮し、その帰化申請があつた場合には国籍法に定める帰化条件を満たしている限りそれを許可するという方針で今日まで臨んでおります。

○阿部幸代君 旧植民地出身者の国籍をどうするかについては、第二次世界大戦後、各国で問題になったさうです。ドイツの場合、一九五六年に国籍問題規程法を制定してオーストリア人の処遇を決め、併合により付与されたドイツ国籍はオーストリア独立の前日にすべて消滅すると定めると同時に、ドイツ国内に居住するオーストリア人は意思表示によりドイツ国籍を回復する権利を持つとされたさうです。

つまり、国籍選択権が認められたのです。永住を希望する一般の人たちのための帰化という道を、しかも援護法適用問題と結びつけて国籍選択肢として示したとしたら、そういう日本のやり方はやはり旧植民地出身者に対する配慮のないやり方だったと私は思わざるを得ません。

次に、補償問題です。今にして思えば、なぜ日本国籍であらうと韓国籍であらうと国籍にかかわりなく援護法の適用対象にする道、これをつくらなかったのか、そこが大いに疑問です。西歐諸国では外国人の元兵士をどのように扱っていますか。これは外務省。

たりあるいは疾病を得ました場合には、外国人あるいは戦死したその外国人の遺族等に対しては年金または一時金を支給しているというふうに承知しております。

具体的に申し上げますと、ドイツ及びフランスでは、外国人の元兵士等に対して支給してあります年金等の金額、種類につきましては、自国民に対して支給しているものよりも少なく、取り扱ひ上若干差異がございます。イギリスにつきましては、イギリス軍に従事したことがあれば年金等は支給されます。英国籍は支給の要件ではございません。そして、支給額についても影響がないというふうに言われております。

これら三カ国ともに、受給者の認定につきましては、基本的には各国の所管官庁あるいは在外公館が外国人の兵士等の提出しました書面を厳格に審査いたしまして行つております。ただしドイツは、ベルギーとの条約に基づきまして、給付金を一括してベルギーに交付して、ベルギーは受給者を認定の上、毎年給付金を配分しているというふうに承知しております。

年金等の支給方法につきましては、ドイツがベルギーについて行つた例を除きまして、これらの三カ国の主管官庁または在外公館が外国人の兵士等に対して小切手を送付するにしろは銀行口座に振り込んで行つております。

以上でございます。○阿部幸代君 アメリカなどでも、米軍の構成員であつた場合には国籍のいかんを問わず遺族年金、障害年金等を支給しているんです。日本では、一九六五年の日韓請求権・経済協力協定によって、それ以前は帰化によって日本国籍を取得すれば援護法が適用されるとした道も完全に閉ざされました。その根拠となつてはいるのが、

援護法適用の請求権など、いわゆる補償請求権が法律上の根拠に基づいて財産的価値が認められる実体的権利ではないから、日韓協定第二条の(2)に言う協定の影響が及ばない、つまり保護されるべき在日韓国人等の財産、権利及び利益には該当しないというものです。

私は、ここで問題なのは、やっぱり今にして思えば、納得のいく国籍選択のチャンスも与えられず、また国籍にかかわらず援護法の適用がされるべきところをそうはされずに、いわば国籍による差別とも言うべきことが行われてきた経緯の中で実体的な権利を得ることができなかった人たちを放置しておいてよいのかどうか、このことだと思えます。

つまり、在日韓国人旧日本軍軍人軍属等の方々に対する補償の問題は、完全かつ最終的に解決どころか実体的には未解決だということではなかつたでしょうか。官房長官。

○國務大臣(青木幹雄君) 本件につきましては、現在の恩給法、援護法等の範囲を超えた問題であり、また韓国の方々に係る財産請求権の問題につきましては、委員今おっしゃいましたように、昭和四十年の日韓請求権・経済協力協定によって在日韓国人の方々に係るものを含めて、日韓両国間では法的には完全、最終的に解決済みであるというところは御承知のとおりであります。

しかしながら、本件は、係属中の訴訟も含め、種々の経過が今日までありましたので、法的には極めて難しい問題であると認識いたしておりますが、与党の皆さん初め、人道的観点から検討が今日まで鋭意進められてまいりました経過は議員御承知のとおりであります。そういう中で議員立法が今日こうして提出されているというように私は理解をいたしております。当然ここに至りますまでには、立法機関の対応を促した東京、大阪両高等裁判所の意も十分に踏んだ上の今回の措置であらう、そういうふうに考えております。

○阿部幸代君 私自身は戦後生まれなんです。でも、戦後生まれといつても若さの象徴みたいと言

えなくなりました、もう五十一になったんですけれども。

子供のころ、白い服を着て兵隊さんの帽子をかぶってアコーディオンを弾いたりしながら道を歩く人たちに善意のお金を求めている人たちがいたのを覚えております。若い人たちはもうそういうのは知らないと思うんですけれども、私は覚えてい

るんです。今にして思えば、そういう人たちは全部在日韓国人だったんです。そういう人たちの人生が本当に翻弄されてきたんだということを深く認識しているところです。

六五年までは、結局帰化をすればよいではないか、それが嫌なら韓国に帰ればいいじゃないかと

言わんばかり。六五年以降は韓国政府に要求すればいいじゃないかと言わんばかりの、こういう日本政府の対応というのは、私はやっぱり植民地支配と侵略戦争の当時の抑圧思想といえますか、それを引きずった対応だったなというふうに率直に思うんです。

今回法案が出されて、これは予算措置を伴いますから、与党案も、それから民主党案も積算が大変だったのではないかとおもうんです。先ほど説明がありましたが、大ざっぱな数しかわかりませんね。一人一人の人間の人生が翻弄されて、数としては掌握されていない。私は本当に日本政府の責任は大きいと思います。

植民地支配と侵略戦争の被害者であったことに加えて、国連人権日規約違反の疑いや憲法第十四条違反の疑いが一連の裁判で示されています。政府の一刻も早い対応が求められています。反省とおわび、償いをするのが当然だと思っております。官房長官の決意を伺って、私の質問を終わります。

いかなきゃいけない、そういう気持ちでおります。

○阿部幸代君 終わります。

○山本正和君 きょうの法案に関連して、ちょっと違うことも質問いたしますが、初めに与党並びに民主党の提案者の皆さん、本当に御苦労いただきました。私も心からお取り組みに感謝したいと思います。

先ほど、与党の方から自社政権以来の経過もお話がございました。私もこのことをいろいろ聞いておりました。本当によく自公保でまとまったものだと思っております。大変な御苦労があったらと思うます。また、与党内でも、特に自民党の中では随分激しい御議論もあつたようにも伺っておりますし、よくまとめられた、こう思います。

民主党案はもちろん私も主張しているのと大分近い案でございますから私も賛成であります。が、きょうは私は、実は社民党は衆議院では反対したようですが参議院では賛成しようかと、こう思っております。本当に、特にこれは公明党さんによく与党内で頑張っていた、こう思っています。

そういう気持ちを含めて申し上げますが、まず冒頭、これは官房長官に、こういう長い経過を含めてやっぱり日本の戦後処理はまだ本当に終わっていない、取り組まなきゃいけない課題がたくさんある、したがって政府としても戦後処理問題を十分抜本的に見直して取り組んでいくべきだ、こういうふうに今の政府の責任者としてお考えかどうか。戦後処理問題をこれからは我が国は政府として真剣に取り組んでいかなきゃいけない、こういう御決意が御ありになるか、この点だけまず御意見を伺いたい。

○國務大臣(青木幹雄君) 戦後処理の中でも法的に解決された問題、されない問題、いろいろあるおもうと思っております。私はそういう問題を離れて、議員が今おっしゃいますように人道的な見地から、それから戦争によって被害を受けた、

いわゆる中国にしても朝鮮にしても、いろんな隣の国の人々の苦しいうる思いを、やはり我々は、これは法的な解決が済んだからそれでいいというふうな気持ちじゃなくて、前向きに最後まで取り組んでいかなきゃいけない問題だ、そういうふうに考えております。

○山本正和君 特に、在日韓国人、あるいは台湾の、在日じゃない台湾に帰っておられる方もおりますけれども、戦犯で厳しく追及された方々もお見えになります。また、シベリア抑留の皆さん方も実際はいろんな思いを込めた中でまだまだ解決されない課題も残っている。それから、アジアに国策として国内から派遣された日本同胞の問題もたくさん残っている、こういうふうに思うんです。

そういうことを含めて、やっぱりもう一遍、五十年たつたわけですから、いろんな意味で日本の国がこれから本当に平和な国を目指して進んでいくについては取り組まなきゃいけない課題がたくさんあるだろうと。そういうものを、これは私もきょう聞いておりました、特に最後の阿部委員のお話等も聞いていながらいろんな思いを込めたんですけれども、やっぱり取り組まなきゃいけない課題が私たちが政治家にあるだろうと。

要するに、現行法の中では、あるいは現行条約の中ではどうにもならない問題がたくさんあるだろうと。しかし、それを要するのはいくらも政治なんですから何とか取り組んでいきたい、こういう思いを申し上げておきたいと思っております。

そこで、この前から官房長官に私が申し上げたことの一つに、ちょうど昭和十二、三年ぐらいから始まりました旧満州開拓団の問題。開拓団にま

ず若い青年が派遣されて、それから大陸の花嫁といつて特に農村から女性が行って、そこで子供が生まれた。恐らく一番大きい子がちょうど森さんぐらいですか、もうちょっと上の子もおるかもしれない。森総理ぐらいのいわゆる大陸の開拓団の子供たちがあつた。その人たちが全部、戦争が終わったときに、本来からいえば国と国の戦争で

すから、女子や老人や子供には及ばないようにすることを普通は考えるんですけども、戦争中はそんな問題じゃないので、年寄りも女も子供もへたたくれないです。みんな殺しちゃう。むちゃくちゃです。

そういう中で、中国から帰ってこようにも帰ってこれなくて子供が放棄されて、その子供たちが長い間中国において、しかも中国ではうられた日本人の子供、赤ちゃんとかあるいは小学校の子供だとかいうその子たちを中国の人たちが養ってくれたんです。そして当時、中国は日本人というのを「リーベンクイ」と言っただけです。日本の鬼というのは「リーベンクイ」ですね、「ドンヤンクイ」、「リーベンクイ」と言っただけです。その日本の鬼の子供をおまえは中国人のくせになぜ養うんだ、こう言われながら子供たちをずっと養ってきた、今いよいよ残留孤児で帰ってきた人たちのお父さん、お母さんが中国におるんです。みんなもう八十歳、九十歳です。

そして日本政府が、帰ってくるに当たってその子供たちが長い間お世話になりましたと、いってせめてものお礼というのをしようというので、厚生省がいろいろ苦勞して考えてくれた。何かそしたら十三万円だったか十七万円だったかをお父さん、お母さんに、お礼です、戦争に負けてずっと長い間養ってもらって大きくなって、今ごろ森さんぐらいの人もおるんです。その人たちが養ってくれたお礼に十三万円渡すだけです、お父さん、お母さんに。これは法律でやるんだけれども、人間としてどうも私は恥ずかしい思いがいっぱいいたします。

それから、中国におったわけですから、五十年間近くおると言葉はもちろんなわらない。それでも祖国日本に帰りたいとやつの思いで帰ってきた。その帰ってきた人たちは、今度は国民はすべて平等である、したがって食べなければ生活保護を受けなさいと、生活保護を受けるというのは物すごい厳しい認定があるんです。

た人たちが日本に帰ってきた。国の命令で向こうへ行って向こうで日本人の子供が生まれた。やっとな日本の国に帰ってきた。その人たちに對してもこの国は物すごく冷たいんです。こういう情けない状況がたくさんあります。それぐらい戦争というものは大変なものを人に与える。

そういう思いを込めてこの前から官房長官に、私は残留孤児問題全国協議会の会長をしているのだから特別にお願いしているんですけれども、これは党派を超えて、大先輩の前の農林大臣をされた兵庫の先生も会長をされておられたし、それから参議院の会の松岡さんも入っています。みんな入っているんですけれども、そういう思いを込めて官房長官、きょうはぜひお答えをいただきたい。これは、残留孤児問題の現状を改善するために政府としてもこれから取り組みたいということをお官房長官からお聞かせいただいて、先ほどの戦後処理問題も含めてひとつ政府としての決意をお伺いしておきたいと思っております。

○國務大臣(青木幹雄君) 私議員からはいろいろな機会にこのお話を聞いておりまして、全く同感に思っております。中国で生まれた子供、そしてそれを非常に苦しい、鬼と言われるようないろいろな環境の中で育てられた中国の親、そういう人々を遇するのに、一体、法的な問題、金だけで済むのかということであらうと思えます。

私も、当然そのことについては今後とも法や金の問題を超越した中で、やはりそういう方々が安心して日本にも来、また向こうへも行き来することができるよう環境づくりのためには、今後とも一生懸命どういう方法があるのかということも含めて検討していきたいと考えております。

○國務大臣(青木幹雄君) 法的にどういふことができるのか、法を離れて人道的に今のお話のことをよく考えてどういふことができるのか、当然前向きに検討していくつもりでございます。

○高橋令則君 参議院クラブの高橋でございます。この法案、二つでございますけれども、在日旧軍人軍属等に対して何らかの給付等の措置をしなければならぬという気持ち、特に過去の反省のもとに誠意ある対応が必要ではないかという気持ちは私も大變持っております。それと同時に、このような措置をするためにはやはり国民の理解とまた税負担になるわけでございますので、きちっとした検討も必要ではないかというふうに思っております。

○政府参考人(阿南惟茂君) 法的な整合性いかにという御質問と理解をさせていただきますが、本法案は、我が国の戦後処理の法的枠組み、すなわち対外面ではサンフランシスコ平和条約及び日韓請求権・経済協力協定でございます。また、国内法の面では恩給法、援護法の基本的枠組み、こういうものを前提として人道的観点に立って検討を進められてきた結果というふうに承知しております。そういう点から法的整合性という点では何ら問題はないというふうに考えております。

○高橋令則君 今、阿部委員からもちょうと話があったわけですが、国際的な問題について

の観点ではどうですか、もう一遍説明してくれませんか。

○政府参考人(阿南惟茂君) 国際法上の問題という点は今申し上げました、この件に関して関係のある国際法はサンフランシスコ平和条約及び日韓間の請求権及び経済協力協定でございますが、サンフランシスコ平和条約において、長い御説明は省略いたしますが、日本に賠償請求制度というような規定の中で、日本から分離した地域についてはその政府と特別取り決めを決めなさいという規定がございまして、これに従って、長いことかかったわけでございますが、日韓の基本条約、請求権・経済協力協定がございまして、その中で、先ほど来官房長官からも御答弁がございましたが、法的には完全かつ最終的に解決をしている、こういうこととございまして、日本政府の立場はそういう立場をとっているわけでございます。

○高橋令則君 外務省を中心とする法的な処理についての説明はお聞きしたわけですが、私が聞きたかったのは、官房長官、これは野中官房長官のときだったと思うんですけども、これだけではとどまらない、やっぱり検討しなければならぬ、それが外政審議室で検討させるといふ話があったものですか、その中身はどうなったのか、踏み込んだ話はなかったのかなと。厚生省なりあるいは外務省で検討した経過だけではなくて、踏み込んだこれまでの経過というのはいかがだったのかなというところで申し上げたわけですか。

○國務大臣(青木幹雄君) 今お答えいたしましたように、法的には完全かつ最終的に解決済みの問題であります。しかしながら、野中前官房長官の指示もありまして、関係省庁の協力も得て内閣外政審議室においていろいろこの問題を検討してきたところであります。

それからもう一つは、本件についてはいよいよ種々の経過もあり、法的には極めて難しい問題であるという認識は当然持っておりますけれども、そういう中で、与党においても人道的な観点から検討が今日まで議員御承知のとおり進められてま

いりまして、そして議員立法として今日こういう形で提出されるに至ったわけでございます。

その中では、立法機関のそういう議員立法であれ対応を促したのも、やはり東京、大阪の両高等裁判所の意も酌まれたものであらうと、そのように考へておりました。私は、法的な問題は解決しておるけれども、やはり人道的に考へていかなきやならない問題として議員立法として処理されたものとして考へておりました。

○高橋令則君 発議者に御質問させていただきます。と思つておりましたが、こういうふうな議員立法の経過を考へますと、できれば各党一致して対応できればいいという気持ちがあるんでありますけれども、それぞれ発議者の皆様方のまとめる努力と申しますか、経過と申しますか、そういうことについての御意見を伺つたいと思つておりました。

○衆議院議員(虎島和夫君) お説のように事柄が人道的なことから出発しましたので、そのようなことを私も最後まで実は望みを捨てないでやってきました。ただ、今論議の過程で明らかになっておりますように、具体的の中身につきましては一致点を見出せなかつたんでありますけれども、理念において私はかなり近いものがあると思つておりました。

そこで、経過としては、先ほども若干申し上げましたけれども、自民、自由、公明間の協議とか、あるいは自由党さんがまた保守党として参加されましたから一緒にこの法案づくりには実際に汗をかいてやってきたわけでありました。

その中で特に私どもが知恵を絞つたのは、いわゆる重度の戦傷病者の生活設計、生活支援の給付のことでございます。いろいろ年金制度等のことについても検討は確かにいたしました。しかしながら、対象になる方々が高齢者であるということ等を考へますと、これは金額的に十分かどうかは別として、やはり一括して一時金として差し上げた方が望ましいというふうな私どもと与党の方の見解が一致しまして実はこのようになつておるわけでございます。そのようなことでは、

の人方を、重度障害の方々を支えてこられた関係者の方々、御家族の方々の心情を思へば、一日も早くこういうものをまとめてさしあげたいというふうなことで論議したわけではあります。

したがって、このことについては民主党の皆さんからも、実際に私どものところに訪ねてこられて、民主党案はこれでありませうという実を説明を受けました。あるいはまた、私ども先ほどの政党内閣の正式協議はまた別として、私もまたまた内閣の与党筆頭理事をいたしておりますので、野党筆頭理事の民主党の山元議員を通じて、実は私どもはこういう考へを持っております。このこと、民主党の法案作成にかかわられた国会議員にも接触をいたしまして、御検討をお願いした経過もあるわけでありました。

いすれにしても、ドイツの話も出ましたけれども、ドイツはやつぱりドイツのやり方であつて、あそこは国家間の賠償を御承知のようにやつていない、日本は国家間の賠償額からまずこのことが始まつてきたというふうなこともありますので、それらを総合的に考へた上で、ぜひこのような案をまとめた私どもに御賛同賜つた方がたいいと思つておるわけではあります。

一致できなかったことについては思いが残りませうけれども、ぜひ御採択いただくとありがたいと思つておることをつけ加えておきたいと思つておるわけではあります。

○委員以外の議員(竹村泰子君) 先ほど虎島先生の方から冒頭お話がございましたように、自社会政権のときに敗戦後五十年を迎へまして、虎島先生とも私も五十年プロジェクトの中でさまざまな戦後補償問題を取り上げ、議論し、本日に激論を闘わせた仲でございます。本日にできれば今回、私の知る限り法律として戦後補償問題が委員会で審議されるのは初めてのことであるというふうな非常に重要な考へです。ですから、何とか御一緒にいい案をつくつてというふうな考へをいたしましたけれども、しかしこれはやはり当事者であります

被害を受けておられる方たちが望まれない方法で支給を決めてもこれは仕方ないことであらうというふうな思ひます。きょうは金先生もおいでくださつておりますし、被害者の御遺族の方もお見えになつております。そういう中で審議でありませうけれども、被害を受けられた当事者、それから支援をしてこられた運動体の方たち、そして弁護士の方たち、みんなそろつてやはり日本人と同じ扱いをしてほしい。今まで長い間苦しみを味わつてきて、一時金で、しかもその額も十分でない一時金で、こういう形でのうのはやはり望まないという強い御意思を私たちは知つておりましたので、やはりこのところは日本人と同じ扱いで、つまり戦傷病者十四法による年金という形をとりたいと強く思つておりましたので、御一緒に最終的にすることができませんでした。

以上でございます。

○委員(小川勝也君) 他に御発言もないようです。衆議院提出の平和条約国籍離脱者等に対する戦没者遺族等に対する慰金等の支給に関する法律案の質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もありません。平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する慰金等の支給に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(小川勝也君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思つておるが、御異議ございませんか。

○委員(小川勝也君) 御異議ないと認め、さよふ決定いたします。

本日ほこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

五月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国民本位の行政体制充実等に関する請願(第一四九三号)
- 一、従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願(第一四九四号)(第一五〇一号)
- 一、建設省における男女共同参画社会形成に関する請願(第一五一七号)

第一四九三号 平成十二年五月十五日受理
国民本位の行政体制充実等に関する請願
請願者 東京都大田区蒲田五ノ一〇ノ二
中村義紀 外五十四名

紹介議員 吉川 春子君
平成十三年一月からの中央省庁再編及び独立行政法人の発足に向けた作業が現在進められている。こうした行政改革の一環として、昨年四月、政府は国家公務員の定員の二十五％削減を閣議決定し、約十三万七千人の国家公務員を削減しようとしておる。こうした定員削減は本来国の責任で果たすべき行政サービスからの撤退そのものであり、これによる国民の負担と犠牲は計り知れない。また、深刻な不況による雇用情勢の悪化、四月からの介護保険制度の実施及び将来に対する不安から医療・福祉の充実を求める国民世論の高まりなどを背景に、国民生活を改善するための対策が求められている。しかし、現実には医療・年金等の社会保障制度の衰退により国民負担が増す一方で、大型開発公共事業を重視した景気対策のため国の借金が増え続けている。大型開発重視及び大企業中心の行政から国民生活の安全及び安定を優先する政策への転換が必要となつておる。

ついては、二十一世紀に向けて国民が安心して生活できる豊かな社会をつくるため、次の事項について実現を図らるべきである。

- 一、行政サービスの切捨て又は後退をもたらす国

家公務員の定員の二十五%削減を強行しないこと。また、国立病院及び療養所の廃止又は民営化並びに国立大学の独立行政法人化を取りやめること。さらに、国民生活に係る行政実施部門の民間委託又は民営化をやめ、国が直接行うことを原則とすること。

二、深刻な雇用不安を解消し、医療・介護・福祉・教育・防災など国民生活の基盤を支えるための行政体制を早急に拡充すること。また、安全及び環境を守るため、必要な規制及び監視体制を国の責任により強化するとともに、迅速な紛争処理等のために司法体制について人的及び物的両面において整備・強化を進めること。

第一四九四号 平成十二年五月十五日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 徳島県美馬郡美馬町字丸山一九
大島信子 外百二名

紹介議員 日下部博代子君
この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第一五〇一号 平成十二年五月十六日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 東京都中野区中野五ノ二八ノ一ノ二〇三 竹村栄雄 外百六名

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第一五一七号 平成十二年五月十八日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 三重県津市江戸橋二ノ五九 樋口
みち子 外九十九名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第四六五号と同じである。

平成十二年六月五日印刷

平成十二年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C